

特別企画：インボイス制度に関する企業の意識調査

インボイス制度、企業の76.6%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引について41.5%が対応に苦慮 ～

2023年10月1日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023年3月31日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンクは、インボイス制度に関する企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査2022年10月調査とともに行った。



※ 調査期間は2022年10月18日～31日、調査対象は全国2万6,752社で、有効回答企業数は1万1,632社（回答率43.5%）

※ 本調査における詳細データは景気動向オンライン（<https://www.tdb-di.com>）に掲載している

調査結果（要旨）

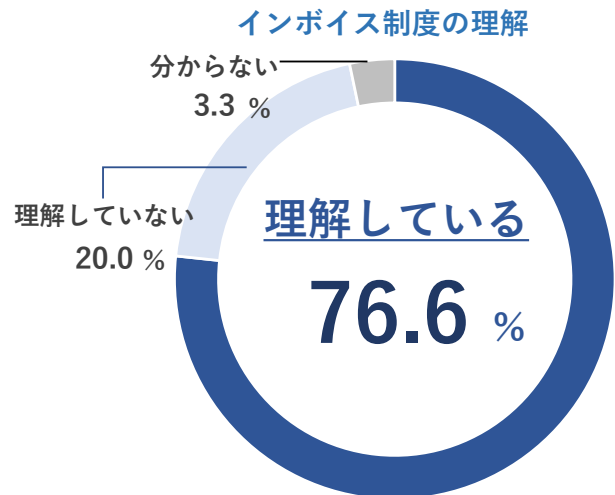
1. インボイス制度について、企業の76.6%が『理解している』と認識。一方、20.0%の企業が『理解していない』とし、そのうちごく少数の0.3%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した
2. インボイス制度の登録状況については、52.9%の企業が「2022年9月時点までに申請済み」で「2022年10月から2023年3月までに申請予定」（22.6%）と合わせると2022年度中に申請する企業は75.5%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は3.8%にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が25.4%、「制度開始までに確認予定」が45.8%となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては51.1%の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が41.5%と多くの企業で、対応を決めかねている様子もうかがえた

1. 企業の76.6%がインボイス制度を理解、そのうち「十分に理解している」企業は15.1%にとどまる

2023年10月から、仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について尋ねたところ、企業の76.6%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は61.5%となったが、「十分に理解している」は15.1%にとどまった。

他方で、企業の20.0%で『理解していない』¹とし、そのうちごく少数の0.3%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した。

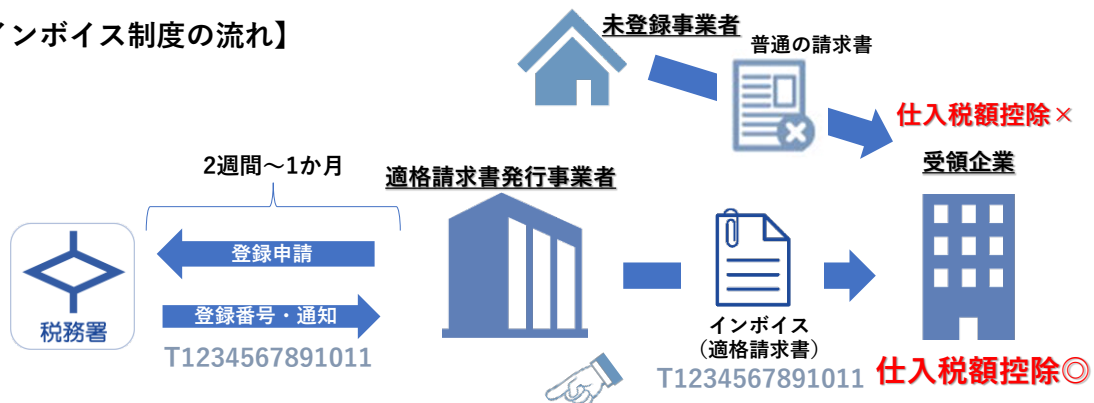
企業からは「登録申請は、担当会計事務所を通して申請済み。ワークブックなども随時目を通して」（運輸付帯サービス、栃木県）といった声が聞かれた一方で、「インボイス制度の内容が理解できない、説明してくれる人も近くにいない」（とび工事、北海道）といった意見もみられ、制度開始が迫るなかで、十分な理解が進んでいない様子もうかがえた。



注1：母数は、有効回答企業1万1,632社

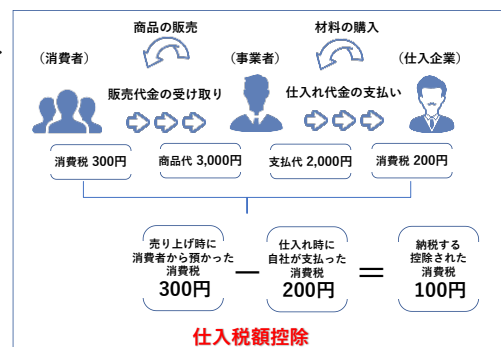
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

【インボイス制度の流れ】



《以下の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度》

- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ✓ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額等
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



¹ 『理解していない』は、「あまり理解していない」と「全く理解していない」と「言葉も知らない」の合計

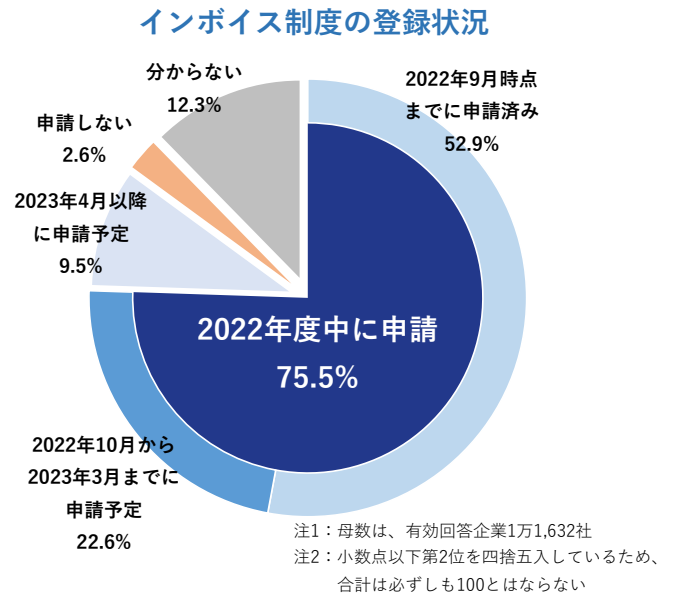
2.インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は52.9%

自社におけるインボイス制度の登録状況について尋ねたところ、企業の52.9%で「2022年9月時点までに申請済み」としていた。「2022年10月から2023年3月までに申請予定」

(22.6%)と合わせると2022年度中に申請する企業は75.5%となる見込みである。

企業からは「社内で十分に調査・把握し準備はできている」（電気計測器製造、東京都）といった声があがっている。

一方で、「申請しない」企業は2.6%となった。

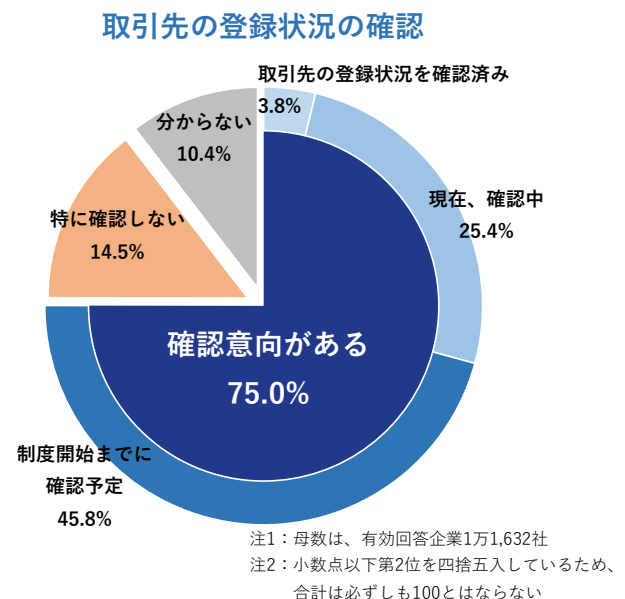


3.取引先の状況を確認する意向がある企業75.0%。既に確認済みは3.8%

自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」の企業は3.8%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が25.4%、「制度開始までに確認予定」が45.8%となった。

企業の7割超で取引先の状況を確認する意向があり、「取引販売先のお客様の6割が個人事業主となるため、インボイス登録の確認は必須と考えている。今後の手続き（仕入れ）に関しても社内で研修を2023年度に実施する予定である」（和洋紙卸売、茨城県）や「免税事業者の多くは個人事業主が多く、対応を決めかねている方が多いため、自社として早くからの準備は不可能。現実的には、諸々の確認、調整作業は来年4月期以降になる」（各種商品小売、北海道）などといった意見があがっている。

他方で、「特に確認しない」とする企業は14.5%となった。企業からは「田舎で少量の農作物を作って販売、漬物など加工販



売していたお年寄り達が、小遣い稼ぎ程度の商売ができなくなる」（乾物卸売、石川県）といった声もあげられた。

【取引先に関する企業からのコメント(抜粋)】

- フリーランスとの取引が多いので、取引先への説明に労力を使っている。意外とまだ気にしていない方もいる(劇団、東京都)
- 少なくとも取引先顧客から求められているので社内勉強会など、ある程度の理解は社員にさせている。また、仕入れ業者に対しても同じように求めている(貸事務所、愛知県)
- 非常に困惑している。一人親方や、個人経営の協力会社は、重要な戦力であり、今後取引をやめるわけにもいかず、現在検討中である(舗装工事、東京都)
- 消費税の扱いを含めた金額で取引先を選定する予定である。免税事業者は相見積もり上、不利になると思われるが取引候補からは除外しない予定(遊技場、三重県)
- 販売管理システムの大幅な変更で、大きな設備投資が必要となり、経営的にも大きな負担となる。政府の助成制度等を期待したい(食料・飲料卸売、北海道)

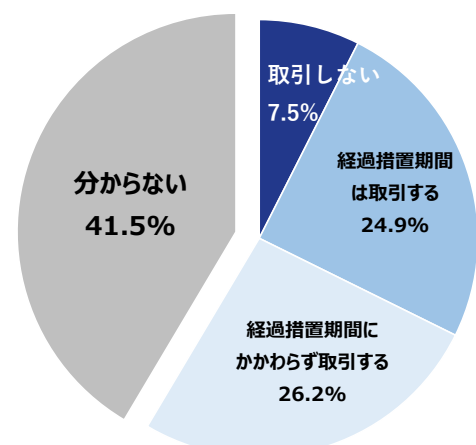
4. 免税事業者との取引、経過措置期間は約半数で取引を行うが41.5%の企業で対応を決めかねている

2023年10月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引²について尋ねたところ、「基本的に、免税事業者との取引は行わない。他事業者への切り替えを検討中」（冷暖房設備工事、山口県）とあるように「取引しない」企業は7.5%となった。

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企業は24.9%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は26.2%であった。経過措置期間においては51.1%の企業で取引を行うとした。企業からは、「中小企業としては、免税事業者と取引しないと業務に支障をきたすため取引せざるを得ない」（金属容器等製造、静岡県）といった声があがっている。

他方で、「分からない」とする企業が41.5%と多くの企業で、現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

免税事業者との取引



注1：母数は、有効回答企業1万1,632社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

² 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023年10月から2029年9月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる（80%→50%の2段階設定）経過措置が設けられている

まとめ

本調査の結果によると、企業の7割超がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022年9月までに申請済みの企業は半数を超え、2022年度中に申請が済む企業は7割に及ぶなど、多くの企業は2023年10月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。

また、取引先の多くに免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業が一定数みられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声も少なくない。

制度開始まで1年を切ったなか、引き続き政府には広く情報が行き渡るよう、丁寧でわかりやすい情報発信が求められている。

調査先企業の属性

1. 調査対象(2万6,752社、有効回答企業1万1,632社、回答率43.5%)

(1) 地域

北海道	557	東海(岐阜・静岡・愛知・三重)	1,300
東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	780	近畿(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)	2,002
北関東(茨城・栃木・群馬・山梨・長野)	848	中国(鳥取・島根・岡山・広島・山口)	791
南関東(埼玉・千葉・東京・神奈川)	3,435	四国(徳島・香川・愛媛・高知)	379
北陸(新潟・富山・石川・福井)	593	九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)	947
合計			11,632

(2) 業界(10業界51業種)

農・林・水産	120	小売	飲食料点小売業	114		
金融	169		繊維・繊維製品・服飾品小売業	62		
建設	1,833		医薬品・日用雑貨品小売業	36		
不動産	411		家具類小売業	15		
製造	飲食料品・飼料製造業	334	(649)	家電・情報機器小売業	47	
	繊維・繊維製品・服飾品製造業	106		自動車・同部品小売業	105	
	建材・家具・窯業・土石製品製造業	221		専門商品小売業	212	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	97		各種商品小売業	42	
	出版・印刷	156		その他の小売業	16	
	化学品製造業	391		運輸・倉庫	508	
	鉄鋼・非鉄・鉱業	508		サービス	飲食店	97
	機械製造業	468			電気通信業	7
	電気機械製造業	308			電気・ガス・水道・熱供給業	15
	輸送用機械・器具製造業	107			リース・賃貸業	120
精密機械・医療機械・器具製造業	72	旅館・ホテル	80			
その他製造業	80	娯楽サービス	123			
卸売	飲食料品卸売業	366	(2,315)		放送業	17
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業	160			メンテナンス・整備・検査業	207
	建材・家具・窯業・土石製品卸売業	315			広告関連業	141
	紙類・文具・書籍卸売業	101			情報サービス業	672
	化学品卸売業	271		人材派遣・紹介業	96	
	再生資源卸売業	36		専門サービス業	318	
	鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売業	297		医療・福祉・保健衛生業	103	
機械・器具卸売業	861	教育サービス業	42			
その他の卸売業	328	その他サービス業	277			
合計			11,632	44		

(3) 規模

大企業	1,826	15.7%
中小企業	9,806	84.3%
(うち小規模企業)	(3,685)	(31.7%)
合計	11,632	100.0%
(うち上場企業)	(236)	(2.0%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

株式会社帝国データバンク 情報統括部長 かみにし 上西 ともひろ 伴浩

【問い合わせ先】 いけだ 池田 なおき 直紀、あらい 新井 ゆうた 雄太、おおとも 大友 たかやす 隆靖

03-5919-9343 (直通) keiki@mail.tdb.co.jp

情報統括部: tdb_jyoho@mail.tdb.co.jp

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。